

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

## 1 入院料基本料に関する事項

当院は厚生労働大臣が定める基準による基準看護を行っている保険医療機関です。

### \* A棟2F (47床) 急性期一般病棟5 看護職員配置10:1

看護職員(看護師及び准看護師)1人が、平均して患者様10人に対し1人勤務しています。

朝 9:00~夕17:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

夕17:00~朝 9:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

### \* A棟3F (49床) 障害者施設等病棟 看護職員配置10:1 特殊疾患入院施設管理加算

看護職員(看護師及び准看護師)1人が、平均して患者様10人に対し1人勤務しています。

朝 9:00~夕17:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

夕17:00~朝 9:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

### \* B棟(30床) 回復期リハビリテーション病棟3 休日加算

看護職員(看護師及び准看護師)1人が、平均して患者様15人に対し1人と、

看護補助者1人が平均して患者様30人に対し1人勤務しています。

朝 9:00~夕17:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

夕17:00~朝 9:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

365日リハビリテーションを行っております。

## 2 入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に対する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡の基準を満たしております。

## 3 関東信越厚生局長に届け出た事項

- |                     |                      |             |
|---------------------|----------------------|-------------|
| ・運動器リハビリテーション(I)    | ・麻酔管理料1              | ・診療録管理加算2   |
| ・呼吸器リハビリテーション(I)    | ・胃瘻造設術               | ・データ提出加算1   |
| ・脳血管疾患リハビリテーション(II) | ・16列以上64列未満マルチスライスCT | ・椎間板内酵素注入療法 |
| ・せん妄ハイリスク患者ケア加算     | ・二次性骨折予防管理料          | ・薬剤管理指導     |

## 4 特定療養費に関する事項

当院では、患者様の治療効果の向上を図るため、患者様に適した療養環境(病棟・病室等)を提供しています。

(個室・2人部屋の料金は別掲をご参照ください。)

## 5 栄養管理実施に関する事項

当院では、入院患者様ごとの栄養管理計画書に基づき、栄養状態の管理を行っております。

入院時食事療養(I)の届け出も行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を

適時・適温(朝8:00~ 昼12:00~ 夕18:00~)で提供しています。

また、1食当たりの自己負担額は460円になります。(公費等をお持ちの方は負担額が変わる場合があります)

## 6 薬剤管理指導に関する事項

当院は、薬剤指導の施設基準に係る承認を受け、薬剤師による投薬及び薬学的管理指導を行っております。

## 7 保険外負担に関する事項(文書料等)

診断書[依頼先指定様式]	7,700円(税込み)	[当院様式]4,400円(税込み)
死亡診断書(死後処置代一式を含む)	33,000円(税込み)	
死亡診断書2通目	5,500円(税込み)	
レントゲンデータCD-R	2,200円(税込み)	